

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定に係るDV等被害者情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

担当部課：総合政策部企画政策課

## 事業の概要

<b>事業名</b>	自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定に係るDV等被害者情報の目的外利用
<b>担当課</b>	企画政策課
<b>目的</b>	区が把握するDV等被害者について自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定し、行政機関の間で行われる情報提供ネットワークを介した情報連携（以下「情報連携」という。）を行う関係部署で当該設定情報を共有することにより、DV等被害者に係る情報の漏えいを防止する。
<b>対象者</b>	配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）
<b>事業内容</b>	<p>1 マイナポータルにおける情報提供等記録表示及び自己情報表示機能（資料26-1）</p> <p>政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルでは、以下の自己情報表示及び情報提供等記録表示の機能がある。</p> <p>（1）自己情報表示</p> <p>区などの行政機関が保有する自分の住民基本台帳や税情報などの特定個人情報を確認することができる。</p> <p>（2）情報提供等記録表示</p> <p>例えば、児童手当事務において他自治体の税情報が必要となる場合、番号法に基づき他自治体に情報照会を行い、税情報を取得することになる。このような情報連携について、当事者本人がその履歴を確認することができる。</p> <p>2 DV等被害者への対応の必要性</p> <p>（1）マイナポータルにおける対応（資料26-2）</p> <p>DV等被害者がDV等加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合には、マイナポータルにおいて、DV等加害者が、DV等被害者の自己情報及び情報提供等記録を直接確認し、避難先の自治体に係る情報を確認する場合が想定される。そこで、「自動応答不可フラグの設定」（※）及び情報提供等記録を確認できない設定（以下「不開示該当フラグの設定」という。）を行う必要がある。</p> <p>（2）情報連携における対応（資料26-3）</p> <p>現在、他自治体から税情報などの情報照会がきた場合、DV等被害者の情報であれば、取扱注意の情報を添えて当該他自治体に紙で税情報などを提供している。</p> <p>一方、情報提供ネットワークを介した情報連携においては、他自治体から税情報などの情報照会があった場合、原則として、自動的に情報提供が行われるため、取扱注意の情報を他自治体に伝えることができない。</p> <p>そこで、情報連携によりDV等被害者に係る情報提供を行う場合には、「自動応答不可フラグの設定」（※）を行い、1件1件、取扱注意の情報を当該他自治体に行ったうえで、情報提供を行う必要がある。</p> <p>※ 自動応答不可フラグの設定とは、「マイナポータルへの自己情報を確認できないようにすること」及び「情報連携において自動的に情報提供されないよう</p>

にすること」をいう。

### 3 国からの通知

平成29年7月13日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡（以下「国通知」という。）において、DV等被害者に係る基本的な対応として以下の内容が告知された。

#### (1) 設定対象者

①DV等被害者であって、

②DV等加害者の元から避難先市区町村に避難しており、

③自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を申し出る者

又は、申出の有無に関わらず、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合も含む）

#### (2) 対応内容

自動応答不可フラグの設定及び不開示該当フラグの設定

### 4 区への対応

国通知に基づき、区として以下の対応を行う。（資料26-4）

#### (1) 区が把握するDV等被害者に対する対応

各課が把握するDV等被害者に対して自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定を行う。

当該フラグの設定は、DV等被害者を把握する課が行う。

#### (2) DV等被害者情報の目的外利用

DV等被害の届出を受けた各課がDV等被害者に係る自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定し、関係部署間でDV等被害者の設定情報を共有することで、DV等被害者の情報がマイポータルを通じて加害者への漏えいを防止するため、また、情報連携により情報を提供する自治体等に取扱注意の情報を伝えるため、各課が把握するDV等被害者の情報について目的外利用を行う。

#### (3) 今後の対応

##### ①フラグの設定

DV等被害者として区が把握する場合、当該DV等被害者に対してマイポータルにおける自己情報表示及び情報提供等記録表示についての説明を行い、自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグ設定を申し出る者に対して当該フラグの設定を行う。ただし、当該フラグの設定を要することが明らかな場合は、申出の有無に関わらず設定を行う。

##### ②フラグの設定の解除

既に設定を行った者でも、自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定の解除を申し出る者に対しては、当該フラグの設定の解除を行う。

**件名 自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定に係るDV等被害者情報の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	別紙 1 のとおり	利用課	別紙 2 のとおり
登録業務の名称	別紙 1 のとおり	登録業務の名称	別紙 2 のとおり
登録業務の目的	別紙 1 のとおり	登録業務の目的	別紙 2 のとおり
登録業務に係る個人情報の記録媒体	別紙 1 のとおり	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 新宿区自治体中間サーバ 情報提供ネットワーク
目的外利用を行う理由	<p>マイナポータルでは、区が保有する税情報などの自己の特定個人情報や自治体間等で情報連携を行った記録である情報提供等記録が表示されることにより、DV等加害者に居所等の情報が漏れるおそれがある。また、DV等被害者の情報を情報連携により提供する場合、区の手を介さずに自動的に提供されてしまい、提供先の自治体等に取扱注意の情報を伝えることができない。</p> <p>そこで、DV等被害者に係る自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定し、DV等被害者の設定情報を共有することで、DV等被害者の情報がマイナポータルを通じて加害者への漏えいを防止するため、また、情報連携により情報を提供する自治体等に取扱注意の情報を伝えるため、各課が把握するDV等被害者情報について目的外利用を行う。</p>		
目的外利用を行う情報項目	氏名、団体内統合宛名番号、DV等被害者であること		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	本案承認日から以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

## 保有元の項目

保有課	登録業務の名称	登録業務の目的	登録業務に係る個人情報記録媒体
税務課	特別区民税・都民税	特別区民税及び都民税の賦課徴収	①電磁的記録 ・課税資料管理システム) ・滞納整理支援システム ②紙媒体
障害者福祉課	障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定事務及び支払事務を行うため	電磁的記録 ・障害者福祉総合システム
高齢者支援課	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）設置に伴う相談及び申請受付	相談や申請受付、措置のため	電磁的記録 ・福祉情報システム
介護保険課	被保険者の資格管理業務	被保険者資格の取得・喪失管理、住所地特例者管理をするため	電磁的記録 ・介護保険システム
生活福祉課 保護担当課	生活保護受給世帯に対する法内援護	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を助長するため	電磁的記録 ・生活保護システム
生活福祉課 保護担当課	外国人に対する生活保護の準用	適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について、国際道義上、人道上的観点から、予算措置として、生活保護法を準用し、保護を実施するため	電磁的記録 ・生活保護システム
生活福祉課 保護担当課	中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、被支援者に必要な支援を行うことにより、老後の生活基盤安定を図るため	電磁的記録 ・支援給付システム
子ども家庭課	児童手当業務	児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため	電磁的媒体 ・児童福祉総合システム
子ども家庭課	児童扶養手当業務	父又は母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図るため	電磁的媒体 ・児童福祉総合システム

保有課	登録業務の名称	登録業務の目的	登録業務に係る個人情報記録媒体
保育課	支給認定及び利用調整事務	子ども・子育て支援法に規定する支給認定及び児童福祉法に規定する利用調整を行うため	紙媒体
医療保険年金課	国民健康保険	国民健康保険事業の運営	電磁的媒体 ・国保総合システム
医療保険年金課	国民年金	国民年金事務を行うため	電磁的媒体 ・年金情報トータルシステム
高齢者医療担当課	後期高齢者医療制度	保険者の適正な資格、保険料賦課、収納、給付管理	電磁的媒体 ・後期高齢者医療システム) ・東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム
保健予防課 保健センター	保健師活動	区民の方の健康問題に対し、総合的、継続的に支援するため	①電磁的媒体 ・保健情報システム ②紙媒体
保健予防課	予防接種事業	予防接種事業の実施により、各ワクチンの対象疾病の発症及びまん延を防ぎ、区民の公衆衛生の向上を図り、区民の健康を守るため	①電磁的媒体 ・保健情報システム ②紙媒体
保健予防課 保健センター	医療費助成（精神障害者）、自立支援医療費（精神通院）制度、精神保健福祉手帳制度	自立支援医療費（精神通院）制度および精神保健福祉手帳制度の申請窓口を行うため	①電磁的媒体 ・保健情報システム ②紙媒体
保健予防課 保健センター	難病医療費助成	難病疾患等の患者情報を把握し、療養・相談支援を行うため	①電磁的媒体 ・保健情報システム ②紙媒体
保健予防課 保健センター	小児慢性疾患医療費助成	小児慢性疾患児の情報を把握し、療養・相談支援を行うため	①電磁的媒体 ・保健情報システム ②紙媒体
住宅課	区立住宅入居者の公募業務	区立住宅の新規入居者の資格審査及び使用許可の承認	電磁的媒体 ・住宅管理システム
住宅課	区立住宅入居者の管理事務	区立住宅入居者の管理を適正かつ合理的に行うため	電磁的媒体 ・住宅管理システム

保有課	登録業務の名称	登録業務の目的	登録業務に係る個人情報記録媒体
学校運営課	学齢簿・就学援助システムの開発等について	現在、学齢簿及び就学援助の管理において活用している「学齢簿システム」を廃止し、新たに「学齢簿・就学援助システム」を開発することにより、学齢簿・就学援助業務全般の業務合理化を図るため	①電磁的媒体 ・学齢簿・就学援助システム ②紙媒体
学校運営課	幼稚園の管理運営	区立幼稚園に通園する園児の在園管理や入園料、保育料及び預かり保育料の適正な管理により、就園事務全般の業務合理化を図るため	①電磁的媒体 ・学齢簿・就学援助システム ②紙媒体
学校運営課	私立幼稚園就園奨励費補助金	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通園する園児保護者に対し、補助金を交付することにより、公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため	紙媒体
学校運営課	私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設に通園する園児保護者に対し、補助金を交付することにより、公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため	紙媒体
学校運営課	私立幼稚園の施設型給付業務	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対して、園の運営費補助として施設型給付費を給付することにより、園の財政支援を図るため	①電磁的媒体 ・保育業務システム ②紙媒体

## 利用先の項目

利用課	登録業務の名称	登録業務の目的
税務課	特別区民税・都民税	特別区民税及び都民税の賦課徴収
戸籍住民課	住民基本台帳	住民の居住関係の公証など、住民に関する事務の基礎とするとともに、住民に関する記録の適正な管理を図るため
障害者福祉課	障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定事務及び支払事務
障害者福祉課	特別障害者手当等支給（国制度）	国制度の特別児童扶養手当等に関する法律に基づく受給申請・変更届等の受付、認定、通知、支払事務
介護保険課	被保険者の資格管理業務	被保険者資格の取得・喪失管理、住所地特例者管理をするため
介護保険課	要介護認定者の管理業務	要介護認定者の管理を行うため
介護保険課	給付実績管理業務	介護保険給付の管理を行うため
生活福祉課 保護担当課	生活保護受給世帯に対する法内援護	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を助長するため
生活福祉課 保護担当課	外国人に対する生活保護の準用	適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について、国際道義上、人道上的観点から、予算措置として、生活保護法を準用し、保護を実施するため
生活福祉課 保護担当課	中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、被支援者に必要な支援を行うことにより、老後の生活基盤安定を図るため
子ども家庭課	児童手当業務	児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするため
子ども家庭課	児童扶養手当業務	父又は母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図るため
子ども家庭課	母子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため、就職に有利な資格の取得や講座受講の際の経済的支援を行うため
子ども家庭課	母子生活支援施設への入所業務	母子家庭であって保護すべき児童が福祉に欠けると認められるとき、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させ保護するため
子ども家庭課	母子及び父子福祉資金貸付業務	ひとり親世帯で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対して母子及び父子福祉資金を貸し付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉増進に寄与するため
子ども家庭課	特別児童扶養手当業務	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的とするため

利用課	登録業務の名称	登録業務の目的
健康づくり課	養育医療給付事業	未熟児等の養育に必要な医療の給付
健康づくり課	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付（母子保健法に規定された法定手続き）
医療保険年金課	国民健康保険	国民健康保険事業の運営
高齢者医療担当課	後期高齢者医療制度	被保険者の適正な資格、保険料賦課、収納、給付管理
保健予防課 保健センター	小児慢性疾患医療費助成	小児慢性疾患児の情報を把握し、療養・相談支援を行うため
保健予防課 保健センター	医療費助成（精神障害者）、自立支援医療費（精神通院）制度、精神保健福祉手帳制度	自立支援医療費（精神通院）制度および精神保健福祉手帳制度の申請窓口を行うため
保健予防課	結核予防、感染症予防	感染症法に基づく結核の予防及び結核患者に関する医療の給付等 感染症の発生予防と拡大防止、患者等に対する良質な医療の提供、これらの業務を人権に配慮して実施することにより、公衆衛生の向上及び増進を図るため
保健予防課 保健センター	難病医療費助成	難病疾患等の患者情報を把握し、療養・相談支援を行うため
保健予防課	予防接種事業	予防接種事業の実施により、各ワクチンの対象疾病の発症及びまん延を防ぎ、区民の公衆衛生の向上を図り、区民の健康を守るため
学校運営課	学校保健	児童生徒の健康管理並びに健康の保持増進を図ることを目的とするため